

新旧対照表 (PayPay商品券加盟店特約(オンライン決済用))

項目	2026年6月14日まで	2026年6月15日以降
第3条	PayPay商品券を支払い手段に含む決済が行われた場合、<u>PayPay加盟店規約(オンライン決済用)第 16条に定める取消処理は、当該決済に使用された PayPay商品券の有効期限内のみ実施可能です。当該有効期限の経過後は、当該決済で併用されているPayPay商品券以外の支払い手段による決済部分も含めて取消処理は実施できません。なお、1回の売上承認処理で複数の PayPay商品券が併用されている場合、最初に到来する有効期限が取消処理の実施可能期限となります。</u>	PayPay商品券を支払手段に含む決済が行われた場合、当該決済の全部または一部の取消処理は、当該取消処理の時点において有効期限内の PayPay商品券の金額およびその他の支払い手段による支払い金額の合計金額を限度として実施可能です。当該金額を超える取消処理は承認されません。